令和４年度　貸金業トピックス

バックナンバー

|  |  |
| --- | --- |
| 掲載月 | 内容 |
| ３月 | **○　令和４年度の立入検査における指摘事項について**  　貸金業法第２４条の６の１０の規定に基づき、令和４年度（令和４年４月１日から令和５年２月２８日まで）に実施した貸金業者への立入検査において、貸金業法に基づく適切な取扱いがされておらず、指摘を行った事項についてご紹介します。  　以下は、立入検査時に多く見受けられた内容です。改めて貸金業法の規定に基づく取扱いの徹底をお願いします。  　●証明書の携帯等について　（貸金業法第１２条の４関係）法令抜粋はこちら  [[Wordファイル／20KB]](file:///\\G1092sv1fs001\貸金共有\共有フォルダ\●庶務\ホームページ\新ＨＰ（2009.8～）\ホームページ(H26更新～）\R4\R５.３月（２月末現在）\topics\12-4.docx)　[[PDFファイル／60KB]](file:///\\G1092sv1fs001\貸金共有\共有フォルダ\●庶務\ホームページ\新ＨＰ（2009.8～）\ホームページ(H26更新～）\R4\R５.３月（２月末現在）\topics\12-4.pdf)  　（事例１）　従業者証明書に記載すべき営業所の住所や登録番号が古いままになっている。  →　貸金業者は、貸金業の業務に従事する使用人その他従業者に従業者証明書を携帯させなければなりません。  　　　　　　　　記載すべき事項に変更が生じた場合は、常に最新の状態に更新しておく必要があります。  　（事例２）　従業者名簿に退職等により当該営業所の従業者でなくなった者について記載されていなかった。  　　　　　　→　退職等により当該営業所の従業者でなくなった者についても記載が必要です。  　　　　　　　　なお、名簿は最終の記載をした日から１０年間保存しなければなりません。  　●個人情報の取扱いについて　（貸金業法第４１条の３５関係）法令抜粋はこちら  [[Wordファイル／22KB]](file:///\\G1092sv1fs001\貸金共有\共有フォルダ\●庶務\ホームページ\新ＨＰ（2009.8～）\ホームページ(H26更新～）\R4\R５.３月（２月末現在）\topics\41-35.docx)　[[PDFファイル／106KB]](file:///\\G1092sv1fs001\貸金共有\共有フォルダ\●庶務\ホームページ\新ＨＰ（2009.8～）\ホームページ(H26更新～）\R4\R５.３月（２月末現在）\topics\41-35.pdf)  （事例１）　個人の顧客を相手方とする契約において、本人確認書類を契約ごとに求めていない。  　　　　　　→　貸金業者は、個人の顧客を相手方とする貸付けの契約を締結しようとする場合には、指定信用情報機関への個人信用情報の提供のため、当該顧客の氏名及び住所その他当該顧客を識別することができる事項を確認しなければなりません。  　　　　　　　　本人確認書類は契約ごとに求めるようにしてください。  　（事例２）　本人確認書類として健康保険証の写しの提出がある場合に、被保険者等記号・番号等がマスキングされていない、  　　　　　　　または、マスキングが不完全で内容が読み取れてしまうものがあった。  　　　　　　→　「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」により、非保険者等記号・番号等の告知を求めることが制限されています。  　　　　　　　　個人情報保護の観点から、マスキングを施す際は記号・番号等が復元できないようお願いします。  　●帳簿の備付けについて　（貸金業法第１９条関係）法令抜粋はこちら  [[Wordファイル／20KB]](file:///\\G1092sv1fs001\貸金共有\共有フォルダ\●庶務\ホームページ\新ＨＰ（2009.8～）\ホームページ(H26更新～）\R4\R５.３月（２月末現在）\topics\19.docx)　[[PDFファイル／68KB]](file:///\\G1092sv1fs001\貸金共有\共有フォルダ\●庶務\ホームページ\新ＨＰ（2009.8～）\ホームページ(H26更新～）\R4\R５.３月（２月末現在）\topics\19.pdf)  　（事例１）　帳簿に記載すべき内容の一部が記載されていなかった。  　　　　　　→　貸金業者は、営業所ごとにその業務に関する帳簿を備付け、債務者ごとに貸付けの契約について定められた事項を記載し、保存しなければなりません。  　　　　　　　　帳簿は電子で作成しても、紙で作成しても構いません。規則第16条第３項に係る書面の写しを保管することで帳簿の記載事項の一部に代えることも可能です。  　（事例２）　規則第16条第３項に係る書面の写しについて、10年間保存する起算日を記入する欄がありますが、記載漏れがあった。  　　　　　　→　最終弁済があった日から10年間書面を保存しなければなりませんので、その起算日となる日の記載を忘れないようお願いします。  　●返済能力調査および過剰貸し付け等の禁止について  （貸金業法第１３条及び１３条の２関係）法令抜粋はこちら  [[Wordファイル／21KB]](file:///\\G1092sv1fs001\貸金共有\共有フォルダ\●庶務\ホームページ\新ＨＰ（2009.8～）\ホームページ(H26更新～）\R4\R５.３月（２月末現在）\topics\13.docx) [[PDFファイル／94KB]](file:///\\G1092sv1fs001\貸金共有\共有フォルダ\●庶務\ホームページ\新ＨＰ（2009.8～）\ホームページ(H26更新～）\R4\R５.３月（２月末現在）\topics\13.pdf)  　（事例１）　契約ごとに返済能力調査を行っていない。  　（事例２）　借入申込書における資金使途の記入漏れがあった。  　　　　　　→ 貸金業者は、個人顧客との貸付けに係る契約を締結する場合には、返済能力の調査を行うにあたり指定信用情報機関が保有する信用情報を使用しなければなりません。  　　　　　　　 また、年収の３分の１を超える金銭の貸付けは禁止されています。  総量規制に該当しないことを確認するため、返済能力調査については契約ごとに行うようにしてください。  　●標識の掲示について　（貸金業法第２３条関係）法令抜粋はこちら  [[Wordファイル／19KB]](file:///\\G1092sv1fs001\貸金共有\共有フォルダ\●庶務\ホームページ\新ＨＰ（2009.8～）\ホームページ(H26更新～）\R4\R５.３月（２月末現在）\topics\23.docx) [[PDFファイル／32KB]](file:///\\G1092sv1fs001\貸金共有\共有フォルダ\●庶務\ホームページ\新ＨＰ（2009.8～）\ホームページ(H26更新～）\R4\R５.３月（２月末現在）\topics\23.pdf)  （事例１）　貸金業の登録有効期間の記載が誤っていた、または、登録回数の更新忘れがあった。  　　　　　　→　貸金業者は、営業所または事務所ごとに、人が自由に往来できる場所など公衆の見やすい場所に標識を掲示しなければなりません。  　　　　　　　　貸金業登録の有効期間は登録年月日の翌日から起算して3年を経過する日までです。有効期間の開始日を間違えることのないようお願いします。 |
| ２月 | **○　貸金業者のみなさまからのご質問に対する回答をご紹介します！**  令和４年度に、貸金業者のみなさまから寄せられた登録（更新）、変更届およびその他の届出などの記載方法や業務に係る質問をご紹介します。  　今後の申請書類・届出の作成や業務にご参考ください。お示ししている内容は一例です。その他疑問点等ありましたら担当までお問い合わせください。  　・営業所に関する内容について  Ｑ１　「登録（更新）書類　第４面　営業所等の名称及び所在地」の営業所設置年月日は、初回登録年月日を書けばいいのか。  A１　初回登録年月日を記載ください。移転があった場合は、その移転年月日としてください。  　　Ｑ２　営業所を移転させるが、変更届の提出方法を教えてほしい。  　　Ａ２　変更届に必要な書類は、[こちら（必要書類一覧）](https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/1932/00245453/ichiranhenkou_210101.pdf)をご参考ください。  　　Ｑ３　営業所を一定期間移転させる場合は届出が必要か。  　　Ａ３　移転にあっては、期間に関わりなく移転の事実に基づいて変更届が必要になります。  　　　　　現営業所から移転先に移る時、移転先から現営業所に戻る時のいずれにおいても、事前に変更届の提出が必要です。  　・登録（更新）に係る添付書類（前事業年度の貸借対照表又はこれに代わる書面）に関して  　　Q４　税理士に貸借対照表の作成を依頼せず、自社で作成しているが、その場合の疎明資料はどのように提出したらよいか。  A４　事業年度分の法人税確定申告書（第１表）、所得の金額の計算に関する明細書（別表四）、利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書（別表５）の提出が必要です。各書面については、[こちら（国税庁HP）(外部サイト)](https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/shinkoku/01.htm)を参照ください。  ・個人情報の漏洩について  Q５　万が一、個人情報が漏洩した場合、報告先は大阪府で良いのか。またその場合の所定の報告様式はあるのか。  A５ 「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第17条に監督当局等に直ちに報告する旨の記載がありますので、大阪府知事登録の貸金業者の監督当局は大阪府になりますが、場合によっては警察等へも報告が必要になる場合もありますので、社内規則の定めに従って報告を行ってください。なお、所定の様式はありません。  ・グループ企業間の貸付けについて  Q６　貸金業法施行令第１条の２第６号イにより、会社等が同一企業グループに属する他の会社当に対して行う貸付けについては貸金業の範囲から除かれているが、個人が100％株式を保有している会社間の貸付けは貸金業に当たるのか。  　　A６　株主が個人である場合には、貸金業法施行令第１条の２第６号イにおける同一の企業グループに属することにはならないと金融庁より見解が示されています。  よって、質問の場合にあっては、当該貸付けは貸金業に当たり、貸金業の規制が適用されます。  [こちら(外部サイト)](https://www.fsa.go.jp/news/25/kinyu/20140318-1/01.pdf)をご参考下さい。  （「コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方」４頁　１０番） |
| １月 | **○ 個人信用情報の提供について**  　貸金業者は、個人である顧客等と貸付けの契約（※１）を締結しようとする場合には、調査を行うに際して、指定信用情報機関が保有する信用情報を使用しなければなりません。  （貸金業法第 13 条関係）  　（※１）　極度方式貸付けに係る契約（極度方式基本契約に基づく個別の貸付契約）その他の内閣府令で定める貸付けの契約を除きます。  　上記により、指定信用情報機関に、資金需要者等に係る信用情報の提供を依頼する場合には、あらかじめ、次に掲げる同意を当該顧客から書面又は電磁的方法により得る必要があり、当該同意に関する記録について作成し、保存しなければなりません。  　なお、当該個人信用情報については、返済能力の調査以外の目的で使用または第三者に提供してはいけません。（貸金業法第41条の36及び第41条の38関係）  　　１　加入指定信用情報機関に当該顧客の個人信用情報を提供する旨の同意  　　２　当該顧客の個人信用情報を加入指定信用情報機関が当該機関に加入している他の貸金業者に提供する旨の同意  　　３　当該顧客の個人信用情報を加入指定信用情報機関が他の加入指定信用情報機関に加入している貸金業者の依頼に応じて情報を提供する旨の同意  　個人である顧客等と貸付けの契約を締結したときは、遅滞なく（※２）、当該貸付けに係る個人信用情報を加入指定信用情報機関に提供しなければならず、提供した個人信用情報に変更があったときは、遅滞なく、変更内容を提供しなければなりません。  　（※２）　「遅滞なく」とは、当日中又は翌日の指定信用情報機関の情報提供開始時刻まで（貸金業者向けの総合的な監督指針II －２－１４）  　提供すべき個人信用情報の事項は以下のとおりです。  　　・氏名（ふりがなを付す。）  　　・住所  　　・生年月日  　　・電話番号  　　・勤務先の商業又は名称  　　・運転免許証等の番号  　　・その他本人確認書類（パスポート番号など）  　　・貸金業法施行規則第10条の23第１項第３号に該当する場合の貸付けにおける配偶者を特定するに足りる事項  　　・契約年月日  　　・貸付けの金額  　　・貸付けの残高（極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けにあっては、当該基本契約に基づく極度方式貸付けの残高の合計額）  　　・元本又は利息の支払の遅延の有無  　　・総量規制の適用除外及び例外に該当する貸付けである旨 |
| 12月 | **○ 証明書の携帯等について（貸金業法第12条の４関係）**  　●従業者証明書について  貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、貸金業の業務に従事する使用人その他の従業者に、その従業者であることを証する証明書を携帯させなければ、その者をその業務に従事させてはいけません。  証明書は、次の事項が記載され、従業者の写真が貼り付けられたものである必要があります。  貸金業者の貸金業の業務に従事する場合  ・貸金業者の商号、名称又は氏名、住所及び登録番号  ・従業者の氏名  ・証明書の番号  　貸金業者の委託により貸金業の業務に従事する場合  （貸金業者の委任を受けて貸金業を代理する場合を含む。）  ・貸金業の業務を委託した貸金業者の商号、名称又は氏名、住所及び登録番号  ・当該貸金業者から貸金業の業務を委託された者の商号、名称又は氏名、住所及び当該委託された者が貸金業者である場合にあってはその登録番号  ・当該貸金業者が貸金業の業務を委託した旨  ・従業者の氏名  ・証明書の番号  なお、登録番号の括弧書については、記載を省略することができます。登録番号の括弧書を記載される場合は、登録回数により括弧書の記載が変わりますのでご注意ください。  また、従業者名簿の「氏名」欄に、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42 年政令第292号）第30 条の13 に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を括弧書で併せて記載している場合には、法第12 条の４第１項の証明書に記載する従業者の氏名については、当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができます。  ●従業者名簿について  貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、営業所又は事務所ごとに、従業者名簿を備え、従業者の氏名、住所、従業者証明書の番号その他内閣府令で定める事項を記載し、これを保存しなければなりません。  従業者名簿には、上記のほか次の事項を記載する必要があります。  ・生年月日  ・主たる職務内容  ・貸金業務取扱主任者であるか否かの別  　 ・貸金業務取扱主任者であるときは、その登録番号  　　　　　・当該営業所等の従業者となったその年月日  　・当該営業所等の従業者でなくなったときは、その年月日  　 ・常勤の役員又は使用人として貸付けの業務に一年以上従事した者であるか否かの別  従業者名簿の様式は[こちら](https://elaws.e-gov.go.jp/data/358M50000040040_20220401_504M60000002013/pict/S58F03401000040_2103261803_018.pdf)  従業者名簿は、最終の記載をした日から十年間保存しなければなりませんので保存期間にご留意ください。 |
| 11月 | **○ 返済能力調査について（貸金業法第13条第１項及び第２項）**  貸金業者は、貸付けの契約を締結しようとする場合には、顧客等の収入又は収益その他の資力、信用、借入れの状況、返済計画その他の返済能力に関する事項を調査しなければなりません。  当該調査は、個人・法人問わず貸付けの契約を締結しようとする場合に必要であり、保証人についても行う必要があります。 　　なお、個人である顧客等と貸付けの契約（※）を締結しようとする場合には、調査を行うに際して、指定信用情報機関が保有する信用情報を使用しなければなりませんので、必ず法の定めのとおり行うようにしてください！  （※）極度方式貸付けに係る契約（極度方式基本契約に基づく個別の貸付契約）その他の内閣府令で定める貸付けの契約を除きます。 |
| 10月 | **○ 帳簿の備付けについて**  貸金業法第19条及び貸金業法施行規則第17条の規定により、貸金業者は営業所ごとにその業務に関する帳簿を備付け、債務者ごとに貸付けの契約について以下の項目を記載し、当該債権の最終返済期日から少なくとも10年間保存しなければなりません。  　 なお、貸金業法施行規則第16条第３項の規定により、保存すべき営業所ごとに、貸付契約書面の写し、債権の譲渡契約書面の写しを保存することをもって、帳簿の記載事項に代える場合は、10年間保存する起算日を忘れずに記載してください。  　　　・契約年月日  　　　・貸付けの金額（極度額）  　　　・受領金額  　　　・貸付けの利率  　　　・返済の方式  　　　・返済期間・返済回数  　　　・賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容  　　　・保証契約の内容（貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所、保証期間、保証金額）  　　　・弁済充当の内容  　　　・残債務額、債権譲渡に関する事項  　　　・交渉経過の記録  　（貸金業法　抜粋）  　　第十九条　貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、その営業所又は事務所ごとに、その業務に関する帳簿を備え、  　　　債務者ごとに貸付けの契約について契約年月日、貸付けの金額、受領金額その他内閣府令で定める事項を記載し、  　　　これを保存しなければならない。  　（貸金業法施行規則　抜粋）  第十六条　法第十九条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。  一　法第十七条第一項第四号から第八号までに掲げる事項（第十三条第一項第一号イ、ホ、ト及びヨからソまで（手形の割引にあつてはイ、レ及びソに限り、売渡担保にあつてはイ及びタからソまでに限り、金銭の貸借の媒介にあつてはイ、ヨ、レ及びソに限る。）に掲げる事項を除き、極度方式貸付けに係る契約にあつては次号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。）  二　法第十七条第二項第二号から第七号までに掲げる事項（第十三条第三項第一号イ、ホ、ト及びカからソまで（手形の割引にあつてはイ、レ及びソに限り、売渡担保にあつてはイ及びヨからソまでに限り、金銭の貸借の媒介にあつてはイ、カ及びタからソまでに限る。）並びに第二号ハに掲げる事項を除く。）  三　貸付けに係る契約について保証契約を締結したときは、法第十七条第三項に掲げる事項（第十二条の二第六項第七号及び第十二号から第十四号までに掲げる事項を除く。）  四　貸付けの契約に基づく債権の全部又は一部について弁済を受けたときは、各回の弁済に係る法第十八条第一項第四号及び第五号並びに前条第一項第五号（金銭の貸借の媒介にあつては、法第十八条第一項第五号に限る。）に掲げる事項  五　貸付けの契約に基づく債権の全部又は一部が弁済以外の事由により消滅したときは、その事由及び年月日並びに残存債権の額  　六　貸付けの契約に基づく債権を他人に譲渡したときは、その者の商号、名称又は氏名及び住所、譲渡年月日並びに当該債権の額  　七　貸付けの契約に基づく債権に関する債務者等その他の者との交渉の経過の記録  　八　日賦貸金業者である場合にあつては、次に掲げる事項  　　イ　貸付けの相手方が主として営む業種  　　ロ　貸付けの相手方が常時使用する従業員の数  　　ハ　返済金を貸付けの相手方の営業所又は住所において貸金業者が自ら取り立てるため訪問した年月日  ２　第十一条第四項の規定は、貸金業者が法第十九条の帳簿を作成する場合について準用する。  ３　貸金業者は、法第十九条の帳簿を作成するときは、当該帳簿を保存すべき営業所等ごとに次の各号に掲げる書面の写しを保存することをもつて、当該各号に定める事項の記載に代えることができる。  　一　法第十七条第一項の規定により交付すべき書面　第一項第一号に掲げる事項  　二　法第十七条第二項の規定により交付すべき書面　第一項第二号に掲げる事項  　三　法第十七条第三項の規定により交付すべき書面　第一項第三号に掲げる事項  　四　法第十七条第六項に規定する内閣府令で定める書面　第一項第一号に掲げる事項（当該書面に記載された一定期間に締結した極度方式貸付けに係る契約に係る部分に限る。）  　五　貸付けの契約に基づく債権の譲渡契約の書面（第一項第六号に掲げる事項を記載したものに限る。）　同号に掲げる事項  第十七条　貸金業者は、法第十九条の帳簿を、貸付けの契約ごとに、当該契約に定められた最終の返済期日（当該契約に基づく債権が弁済その他の事由により消滅したときにあつては、当該債権の消滅した日）から少なくとも十年間保存しなければならない。ただし、極度方式基本契約を締結した場合には、当該極度方式基本契約及び当該極度方式基本契約に基づくすべての極度方式貸付けに係る契約について、当該極度方式基本契約の解除の日又はこれらの契約に定められた最終の返済期日のうち最後のもの（これらの契約に基づく債権のすべてが弁済その他の事由により消滅したときにあつては、その消滅した日）のうちいずれか遅い日から少なくとも十年間保存しなければならない。  ２　貸金業者は、その営業所等が現金自動設備であるときは、帳簿の備付けを行うことを要しない。 |
| ９月 | **○ 貸金業法第 24 条の６の２に基づく届出について**  次のいずれかの場合、貸金業者はその事由発生年月日から２週間以内に届け出なければなりません。  　　　(1) 貸金業を開始し、休止し、又は再開したとき  　　　(2) 指定信用情報機関と信用情報提供契約を締結したとき、又は終了したとき  　　　(3) 純資産額が５，０００万円に満たなくなったとき  　　　(4) 貸金業法第６条第１項第１号、第４号から第７号又は第１３号に該当することになった場合  　　　(5) 貸金業者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合におけるその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第２６条の２７第３号において「法定代理人」という。）、役員又は重要な使用人が法第６条第１項第１号又は第４号から第７号までに該当することとなった事実を知った場合  　　　(6) 貸付けに係る契約に基づく債権を他人に譲渡した場合（法令の規定により法第２４条の規定を適用しないこととされる場合を除く。）  　　　(7) 役員又は使用人に貸金業の業務に関し法令に違反する行為又は貸金業の業務の適正な運営に支障を来す行為があったことを知った場合  　　　(8) 特定の保証業者との保証契約の締結を貸付けに係る契約の締結の通常の条件とすることとなった場合  　　　(9) 第三者に貸金業の業務の委託を行った場合又は当該業務の委託を行わなくなった場合  　　(10) 貸金業協会に加入又は脱退した場合  上記の届出を行う際に記載する住所は、商業・法人登記に記載されている住所又は主たる営業所の所在地を記載してください。  **〇　若年者向け貸付に関する報告について**  令和４年４月に成年年齢が 18 歳に引き下げられたことにより、 親の同意を得ることなく有効な貸付けの契約を締結できるようになることから、若年者が過大な債務を負わないよう、特段の配慮をすることが重要となります。  若年者に対する貸付けの適切な運営を確保するために必要があると認められることから、令和４年４月から令和５年３月までの間に18歳、19歳の若年者に対して貸付けを行った貸金業者は、貸金業法第24条の６の10第１項の規定に基づき、報告書を提出する必要があります。    提出期限は、当該貸付けを行った月の翌月20日までです。  報告を行った貸金業者は、翌月以降も令和５年３月末までの状況について、毎月、報告書を提出する必要がありますので、提出期限までに必ず提出してください。  通知文はこちらです。[[Wordファイル／27KB]](https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/1932/00289139/tsuuchibunn.docx)[[PDFファイル／64KB]](https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/1932/00289139/tsuuchibunn.pdf)  報告書の様式はこちらです。[[Excelファイル／13KB]](https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/1932/00289139/bettennyoushiki.xlsx)[[PDFファイル／37KB]](https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/1932/00289139/bettennyoushiki.pdf)  提出先  大阪府商工労働部中小企業支援室金融課  住所:大阪市住之江区南港北1-14-16　大阪府咲洲庁舎25階  電話:06-6210-9506  ※上記及びその他各種届出・報告書については、こちらのリンクからご確認いただけます。  　⇒　[登録手続きについて　各種届出・報告書](https://www.pref.osaka.lg.jp/kashikin/kashikin_touroku/kakusyu_todokede.html) |
| ８月 | **○ 貸金業者の標識の表記について**  　　　貸金業者が営業所又は事業所に掲示する標識は貸金業法施行規則第20条にて、  その様式が定められています。  　　　営業所等ごとに、人が自由に往来できる場所など公衆の見やすい場所に掲示し、  登録を受けた内容を正確に記載してください。  　　　特に、登録有効期間は、登録年月日の翌日から起算して３年を経過する日までとなりますので、有効期間の開始日は誤記のないようご注意ください。  　　記載例は[こちら](https://elaws.e-gov.go.jp/data/358M50000040040_20220401_504M60000002013/pict/S58F03401000040_2103261803_019.pdf)    **○ 【再掲】本人確認等のために医療保険の被保険者証の提示等を求める際は注意してください！**  　令和元年５月22 日に公布され、令和２年10月１日に施行された  「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」により、　被保険者等記号・番号等が個人単位化され、個人情報保護の観点から、施行日以降は同記号・番号等の告知を求めることが制限されています。  　　　本人確認等を目的に、被保険者証の提示を求める際には、以下の留意事項に注意してください。  　【留意事項】  　・被保険者等記号・番号等の告知を求めているかのような説明を行わないこと。  　　（ホームページ等でそのような記載をしている場合は、文言を訂正する等の対応が必要となります。）  　・被保険者証の写しをとる際は、マスキングを施す等、同記号・番号等が復元できないようにすること。 |
| ７月 | **○ 令和４年度　貸金業務取扱主任者試験の受験申込について**  ●　令和４年度の貸金業務取扱主任者資格試験の受験申込の受付期間は、以下のとおりです。    　・郵送申込：令和４年７月１日（金曜日）から同年９月９日（金曜日）当日消印有効  　・インターネット申込：令和４年７月１日（金曜日）から同年９月９日（金曜日）17時まで  ・試験日：令和４年１１月２０日（日曜日）  　・合格発表日：令和５年１月１０日（火曜日）  　　詳しくは日本貸金業協会の専用サイトをご覧ください。  <https://www.j-fsa.or.jp/chief/qualifying_exam/>  （参考）貸金業務取扱主任者の更新手続きについて  ●　貸金業務取扱主任者の登録更新を受けようとする方は、日本貸金業協会が実施する登録講習を受講した後に交付される「終了証明書」を受領し、登録申請を行う必要があります。  　　講習を受講したのみでは「更新扱い」とはなりませんのでご注意ください。  　　主任者登録の更新に関する詳しい情報は、日本貸金業協会の専用サイトをご覧ください。  <https://www.j-fsa.or.jp/chief/training/> |
| ６月 | **○貸金業の登録に係る変更の届出について**  　　・貸金業法第8条の規定により、登録内容に変更が生じた際、変更届の提出が必要となります。また、変更事項によって届出の時期が決まっています。  　　・変更届出書を提出する事項及び提出期限は法定事項です。厳守してください。  　　・提出の遅延が頻発する事業者に対しては、再発防止策についてヒアリングを行うことがあります。  　　　●事前届出が必要になるもの（あらかじめ届け出る必要があるもの）  　　　　（１）　営業所の「移転・新設・廃止・名称」  　　　　（２）　広告又は勧誘する際に表示する「連絡先等」  　　　●事後届出が必要になるもの（変更があった日から2週間以内に届け出る必要があるもの）  　　　　（１）　商号及び名称  　　　　（２）　個人事業主の「氏名」  　　　　（３）　法人における役員・株主・法定代理人の「就任・退任・役職・氏名」  　　　　（４）　使用人の「就任・退任・氏名」  　　　　（５）　貸金業務取扱主任者（主任者登録番号の変更を含む）  　　　　（６）　業務の方法等  　　　　（７）　他に事業を行っているときの事業の種類  　　・変更の届出に必要な添付書類について、提出期限に間に合わないことがわかった場合は府にご連絡ください。  　　・法務局へ登記申請を行っているものの登記事項証明書（法人登記）の添付が間に合わない場合は、先に変更届出書及び登記事項証明書（法人登記）以外の添付書類を提出し、後日登記事項証明書（法人登記）を提出することも可能です。  　　・変更届出書の様式は[こちら](https://www.pref.osaka.lg.jp/kashikin/kashikin_touroku/henkou_todoke.html) |
| ５月 | **○貸金業を廃業する場合は、届出書を提出してください。**  　　・個人の死亡・破産、法人の解散・消滅、自主廃業の場合は「廃業等届出書」を提出していただく必要があります。  　　　報告書の様式はこちらからご確認ください。  　　　【提出期限】  　　　　該当事由発生日から30日以内  　　　　（個人の死亡の場合にあっては、その事実を知った日から30日以内）  　　　【提出先】  　　　　協会員：日本貸金業協会大阪府支部  （電話:06-6260-0921  住所:大阪市中央区南船場1丁目16番20号 ムラキビルディング3階）  　　　　非協会員：大阪府商工労働部中小企業支援室金融課  （電話:06-6210-9506  住所:大阪市住之江区南港北1-14-16　大阪府咲洲庁舎25階）  **○みなし貸金業者の方は、残貸付債権が結了するまで毎年報告を提出してください。**  　　・貸金業を廃業した後であっても、残貸付債権を保有している間は「みなし貸金業者」に該当することとなり、全ての取引が結了するまで、毎年「残貸付債権の状況等に係る報告書」を提出していただく必要があります。  　　　報告書の様式はこちらからご確認ください。  　　　【提出期限】  　　　　残貸付債権を保有している場合…毎事業年度経過後3か月以内  　　　　残貸付債権が０となった（結了した）場合…全ての取引が結了した日から2週間以内  　　　【提出先】  　　　　大阪府商工労働部中小企業支援室金融課  （電話:06-6210-9506  住所:大阪市住之江区南港北1-14-16　大阪府咲洲庁舎25階）  　　（参考）金融庁からの「『経営者保証に関するガイドライン』に基づく保証債務整理の浸透について」の公表について  　　　金融庁より、令和４年３月４日付で「廃業時における『経営者保証に関するガイドライン』の基本的考え方の公表について」が公表されているところ、この度、令和４年４月25日付「『経営者保証に関するガイドライン』に基づく保証債務整理の浸透について」が発出されましたので、ご案内いたします。  　　　詳細につきましては以下のリンク（金融庁HP）からご参照ください。  　　　　・廃業時における「経営者保証に関するガイドライン」の基本的考え方の公表について[(外部サイトを別ウインドウで開きます)](https://www.fsa.go.jp/news/r3/ginkou/20220304-2.html)  　　　　・「経営者保証に関するガイドライン」に基づく保証債務整理の浸透について  [(外部サイトを別ウインドウで開きます)](https://www.fsa.go.jp/news/r3/ginkou/20220426.html) |
| ４月 | **〇　年金受給者に対する貸付けにあたっては、貸金業法により禁止.・制限されている行為を行わないようにしましょう。**  年金受給者に対する貸金業法第16条第２項第４号及び同法第20条の２に該当する行為は例外なく全て違法です。  貸付けを行う際には、以下の点に配慮してください。  ●　公的な年金、手当等の受給者の借入意欲をそそるような表示又は説明の禁止 （同法第16条第２項第４号）  ●　年金受給者の年金証書、預金通帳やキャッシュカードなどの引き渡し、もしくは提供を求め、またはこれらを保管する行為の制限（同法第20条の２）  （参考）　独立行政法人福祉医療機構が実施していた年金担保貸付制度・労災年金担保貸付制度は、令和２年の年金制度の法律改正により、令和４年３月31日をもって、申込受付が終了しています。 　詳しくは[こちら（金融庁HP）(外部サイトを別ウインドウで開きます)](https://www.fsa.go.jp/ordinary/nenkintanpo/index.html)をご参照ください。 |